

沼津市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

平成21年12月11日 副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙（以下「国実施要綱」という。）に基づき施設等整備を実施する事業者に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について（平成24年7月17日付厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）の別紙（以下「国交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、国実施要綱に基づき施設等の整備事業を行う法人とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国実施要綱別表1及び別表2の区分の欄に掲げる施設等を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、国実施要綱別表1及び別表2の対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国実施要綱に基づき国から交付される交付金を限度として、市長が定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請する者は、規則第3条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 申請額算出内訳書
- (4) 設計図書
- (5) 補助事業者の定款、規約及び役員履歴
- (6) 補助事業者の前年度事業の実績を記した書類（事業報告書、決算書等）

(7) 既存建物改修等に関する建物所有者の同意書

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。

(2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除く。

(3) 補助事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(4) この要綱に基づく補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しないこと。

(7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(8) 補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自らの消費税及び地用消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

(10) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）及び補助事業の中止、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(11) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年12月14日副市長決裁）

この改正は、平成22年12月14日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年3月31日副市長決裁）

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年8月14日副市長決裁）

この改正は、平成26年8月14日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月22日副市長決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。